

代表質問4人以上の要件の改善を求め 議会活性化について議長へ申し入れ

熊本市議会活性化委員会では、代表質問の設置と政務活動費について「小委員会」を作り、論議がされてきました。(公開での審議を求めましたが、非公開で開催)小委員会では、自民・公明・くまもと未来・市民連合が地方自治法 112 条を根拠に議案提案権である 12 分の 1 である 4 人以上を提案しています。日本共産党市議団は、公正・公平な「代表質問」と透明性の高い「政務活動費」への改善を求め、三島良之議長に申し入れました。



< 日本共産党市議団の要望項目 >

- 1、代表質問ができる会派要件を 1 名以上も認めること。少なくとも、現在の交渉会派要件 3 人以上を採用すること
- 2、代表質問の制度化は、議員全体にかかわるものであり、1 人会派も含めて、納得の行く論議を行うこと
- 3、議会活性化のために、一般質問の年 1 回の回数制限をなくすこと(政令市での回数制限は、相模原市年 2 回以内、浜松市年 1 回だけ)
- 4、政務活動費の使途基準は、「実費弁償」が原則であり、ガソリン代使途基準は、「月間走行距離の 2 分の 1 を上限とし、1 km 当たり単価を 37 円とする」基準は中止すること。タクシー代金は、利用先を記載し、使途基準として「不案内な地域の移動や、公共交通の利用の困難な場合、議員に身体的な支障がある場合等」と明確にすること

政令市における代表質問要件(会派所属議員数)比較

人員要件	都 市 名 ()内は、議員定数
会派に所属しない議員も可	堺市 (52)、神戸市 (69)
会派要件である 2 人以上	さいたま市 (60)、千葉市 (54)、京都市 (69)、福岡市 (62)
交渉会派要件 3 人以上	札幌市 (68)、川崎市 (60)、相模原市 (49)、岡山市 (52)
" 4 人以上	新潟市 (56)、静岡市 (48)、浜松市 (46)
" 5 人以上	仙台市 (56)、横浜市 (86)、名古屋市 (75)、大阪市 (86)、北九州市 (61)

- * 代表質問の時期については、第 1 回定例会や市長・議員改選後初の定例会で実施、登壇回数は制限なし、発言形式は、登壇し、一括質問・1 問 1 答は選択制など合意しています。
- * 代表質問の質問時間は、60 分(答弁含む)と提案されていますが、一般質問の現行 90 分(質問のみ)の時間制限につなげない事や一般質問の回数制限をなくすことを求めています。

(控室から)
子育て真っ最中！父親同士の交流
なすまどか

私の子どもが通う保育園には「お父ちゃんのか」という父親限定の交流会があります。認可外保育所ということもあり、毎年の運動会は、職員と父親を中心とした保護者の連携により運営が行われることから、父親の結束を固めることが大きな目的となっています。

先日の会に私も参加し、多くのお父ちゃん子育てや仕事のことなど話をする事ができました。「仕事が遅く、子どもとの時間が取れない…」「収入が低く、子育てへの負担が大変…」など、父親として子育てにどう関わっていくのか、様々な思いを交流することができました。

昨今、少子化・人口減少が大きな社会問題となっています。出生率などもすれば数値だけが注目されがちですが、結婚・出産・子育てを願っても、それを妨げている日本社会のゆがみに目を向けることが大切だと思います。非正規労働の拡大、ワーキングプア、妊娠・出産した女性の多くが職場を離れる現実、こうした原因は政治のあり方に起因します。安倍首相がすすめる、「生涯ハケン」「無制限残業」「保育制度の市場化」などの改善を許さず、子育てしやすい政治の実現にむけ頑張ります。

日本共産党 市議会だより
 発行：日本共産党熊本市議団
 ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
 熊本市中央区手取本町 1 - 1 議会棟

NO. 920
 2014 年 10 月 12 日号
 電話 328-2656
 FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
 ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

小規模修繕登録制度 公平公正な発注と、発注額の拡大を！

上位3社で400件受注の偏った発注では、登録業者も増えません

登録者数・発注件数・発注金額ともに、過去5年間ほとんど伸びていません。小規模修繕登録制度の対象事業は、金額で2.6億円です。この制度が活用されているのは、わずか16.7%です。

年度	登録者数	発注件数	発注金額 (円)
2009	119	1,181	49,478,770
2010	177	1,087	44,877,434
2011	137	1,134	54,973,630
2012	170	1,143	46,767,978
2013	131	1,183	43,357,919

*2014年度の登録業者数は151社です。

この制度の目的は、小規模業者の活用で、受注機会の拡大を図ることです。今のままでは、十分に活用されているとは言えません。

しかも、1,183件の発注の内訳は、一番受注の多い業者が211件、2位・3位が100件、上位3社で総発注件数の3分の1以上を占めています。登録業者のうち、受注したのは94社で、37社は全くなしです。

発注機会の拡大によって、公平な発注にしていくべきです。

局ごとの発注件数にも、大きな差があり、対象事業の差はあるにしても、ほとんど制度を活用していない部局もあります。すべての局で、積極的な制度の活用が求められます。

【局ごとの発注実績】

(局)	件数	発注額 (円)
総務	0	0
企画振興	6	489,405
財政	6	117,705
健康福祉子ども	84	2,928,213
環境	5	369,422
農水商工	11	357,188
観光文化	43	1,435,360
都市建設	72	13,245,614
中央区	4	158,800
東区	5	128,560
西区	8	389,875
南区	31	984,005
北区	28	814,712
消防	8	396,585
教育委員会	871	21,406,647
水道	1	135,828

【市営住宅】2億円を超える工事契約を民間不動産業者がすべて随意契約

市営住宅140団地は、すべて指定管理者制度で民間事業者(不動産業)に管理されています。空室修繕・入居中小修繕・居住環境整備の契約を指定管理者である不動産事業者が随意契約で行っています。

500件以上受注の一方、受注なし9割

発注業者は、小規模修繕登録業者となっていますが、どの工事でもごく一部の業者に発注され、全く受注できなかった事業者が8~9割です。一方、一番多い事業者は553件も受注しています。

指定管理者に契約「丸投げ」はダメ！

相見積を取っての随意契約ではあるものの、小規模修繕登録をした業者から70社を抽出し、そこへ発注するやり方です。これでは、多くの業者に受注の機会がありません。市営住宅の工事は、公の工事です。熊本市の工事契約に準じた公平・公正・透明性のある契約とすべきです。

2億円を超える工事契約を指定管理者(民間不動産業者)に丸投げするべきではありません。

【空室修繕】

18業者に407件発注
(事業者ごとの受注件数)
50件以上・・・2社
31~50件・・・1社
11~30件・・・7社
1~10件・・・8社
受注なし・・・133社(88%)

【入居中小修繕】

32業者に4158件発注
(事業者ごとの受注件数)
500件以上・・・1社
301~500件・・・5社
101~300件・・・8社
11~100件・・・11社
1~10件・・・7社
受注なし・・・119社(79%)

【居住環境整備】

8事業者に101件発注
(事業者ごとの受注件数)
11~20件・・・5社
1~10件・・・3社
受注なし・・・93社(92%)

